



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*15 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 教育委員会規則

*9 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則 3

○ 告示

550 和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税(環境性能割)証紙等に係る売りさばき人の指定
(税務課) 5

*551 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省
令別表備考の規定による区域の指定 (環境管理課) 5

*552 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による区域の指
定 (") 5

*553 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準 (") 6

*554 平成8年和歌山県告示第644号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域
の指定)の一部改正 (") 7

*555 平成22年和歌山県告示第175号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改
正 (") 7

*556 平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改
正 (") 8

557 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 8

558 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 9

559 " (") 9

560 " (") 9

561 " (") 10

562 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 10

563 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (") 10

564 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 10

565 " (") 11

566 " (") 11

567 " (") 11

568 指定自立支援医療機関の指定 (") 11

569 指定自立支援医療機関の変更 (") 12

570 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 12

571 道路の指定 (建築住宅課) 12

○ 選挙管理委員会告示

48 政治団体の届出事項の異動の届出 13

49 政治団体の解散の届出 14

50 政治団体の設立の届出 14

- *51 和歌山県議会議員選挙執行規程(昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号)の一部改正 14
- *52 和歌山県知事選挙執行規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号)の一部改正 17

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月11日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者)</p> <p>第9条の2 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。</u>ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3~6 略</p>	<p>(条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者)</p> <p>第9条の2 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)</u>又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して1か月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3~6 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則第9条の2第4号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則(次項において「新規則」という。)第9条の2に規定する条例第13条第1項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

3 新規則第10条第2項の規定は、同規則第8条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布の日以前にある者からの申出については、な

お従前の例による。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

令和元年10月11日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員に限る。）をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり35時間を超えない範囲内で別に定めるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 教育委員会は、1週間につき2日以上 of 週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を設けるものとする。

2 教育委員会は、1日につき7時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前2条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(週休日の振替)

第6条 教育委員会は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第7条 教育委員会は、別に定める場合を除き、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、会計年度任用職員の従事する職務の特殊性又はその在勤する公署の特殊の必要がある場合において、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 教育委員会は、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第6条第1項各号に掲げる断続的な勤務（同項第3号エ、オ及びキに掲げる当直勤務を除く。）をすることを命ずることができる。

2 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項の勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務（次条において

「時間外勤務」という。)に関し必要な事項は別に定める。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、条例第8条の3の規定の適用を受ける職員の例による。

(休日)

第10条 会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。次項において「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

2 教育委員会は、前項に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（次条において「休日」と総称する。）又は国の行事の行われる日で人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において会計年度任用職員に第8条第1項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

(休日の代休日)

第11条 教育委員会は、会計年度任用職員に休日である勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条において同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

2 前項の特別休暇は、有給の特別休暇及び無給の特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、別に定める。

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該会計年度に付与された日数を超えない範囲内の残日数を翌会計年度に繰り越すことができる。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 教育委員会は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、親族の死亡、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

2 無給の特別休暇は、出産、労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間、病気その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。

3 会計年度任用職員が特別休暇を取得する際には、別に定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第550号

和歌山県自動車税証紙等規則（昭和45年和歌山県規則第23号）第5条第2項の規定により、和歌山県自動車税証紙及び軽自動車税（環境性能割）証紙等に係る売りさばき人を次のとおり指定した。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	住 所	指定年月日	売りさばき所
一般社団法人全国軽自動車協会連合会和歌山事務所	和歌山市湊1106番地の25	令和元年10月1日	和歌山市湊1106番地の25

和歌山県告示第551号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成26年和歌山県告示第322号（平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- a区域 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域（以下「騒音指定地域」という。）のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- b区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域
- c区域 騒音指定地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

和歌山県告示第552号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）別表第1号の規定により知事が指定する区域を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成8年和歌山県告示第641号（昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成22年和歌山県告示第175号）第1項に定められた騒音指定地域のうち次に掲げる区域

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居

地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域

- 2 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

和歌山県告示第553号

悪臭防止法（昭和46年法律第98号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次の1のとおり指定し、法第4条第1項の規定に基づき、当該地域に所在する事業場における特定悪臭物質の規制基準を次の2のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 悪臭規制地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

2 事業場における特定悪臭物質の規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の特定悪臭物質の種類の欄の区分に応じ、それぞれ同表の区域の区分の欄に掲げる値とする。

特定悪臭物質の種類	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02

ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

備考

- 1 表の各欄に掲げる値の単位は百万分率（ppm）とする。
 - 2 第一種区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域をいい、第二種区域とは、第一種区域以外の区域をいう。
- (2) 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。次項において「省令」という。）第3条第1項及び第2項に規定する方法により算出して得た流量とする。この場合において、同条第1項中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。
- (3) 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における濃度の規制基準は、省令第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。この場合において、同条中「法第4条第1項第1号」とあるのは「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制地域及び規制基準（令和元年和歌山県告示第553号）2（1）」と読み替えるものとする。

和歌山県告示第554号

平成8年和歌山県告示第644号（振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項中「区域」の次に「並びに同号に規定する用途地域が定められていない区域」を加える。

第2項中「工業地域」の次に「及び工業専用地域」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

和歌山県告示第555号

平成22年和歌山県告示第175号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 騒音指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

第2項の表中

「	第二種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	」	を
「	第二種区域（Ⅰ）	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル	」	に
	第二種区域（Ⅱ）	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル		

改め、同表備考2中「第二種区域」を「第二種区域（Ⅰ）」に改め、「準住居地域」の次に「並びに同号に規定する用途地域の定めのある町村の地域のうち、当該用途地域以外の区域をいい、第二種区域（Ⅱ）とは、同号に規定する用途地域の定めのない町村の全域」を加え、同表備考3中「並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム」を「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

和歌山県告示第556号

平成22年和歌山県告示第176号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 振動指定地域

紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村及び串本町の全域とする。

第2項の表備考2中「準住居地域」の次に「並びに用途地域が定められていない地域」を加え、「及び工業地域」を「、工業地域及び工業専用地域」に改め、同表備考3中「並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム」を「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

和歌山県告示第557号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年10月21日まで縦覧に供する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年9月19日

2 名称

特定非営利活動法人花咲か

3 代表者の氏名

土橋扶美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市十二番丁79番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業を通じより多くの障害者の方々に対し「地域移行」・「社会的自立」に向けた取り組みを行う。

和歌山県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001378	医療法人仁清会	ヘルパーステーションつくしの宿	和歌山県橋本市清水字西栄270、271-1	訪問介護	令和元.10.1	令和7.9.30

和歌山県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071601458	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター有田南	和歌山県有田郡有田川町天満171番1 サンフォルテ宮井2-3	訪問介護	令和元.10.1	令和7.9.30

和歌山県告示第560号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30722017 38	合同会社シャイン・ナビ	ほほえみ訪問介護ステーション	和歌山県田辺市天神崎38番20号	訪問介護	令和元.10.1	令和7.9.30
----------------	-------------	----------------	------------------	------	----------	----------

和歌山県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30718008 03	株式会社さくらの丘	デイサービスセンター晴れごころ	和歌山県岩出市岡田695-1	通所介護	令和元.10.1	令和7.9.30

和歌山県告示第562号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051700 239	放課後等デイサービスRise	紀の川市貴志川町長山122-3	放課後等デイサービス	合同会社まある	岩出市西野176-7	令和元.10.1

和歌山県告示第563号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800 434	ホットライン愛の手	岩出市北大池117-11	居宅介護	一般社団法人ホットライン愛の手	岩出市北大池117-11	令和元.9.30

和歌山県告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3011610 478	ニチイケアセン ター有田南	有田郡有田川町 大字天満171番 地1 サンフォ ルテ宮井2-3号	居宅介護	特定なし	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目9番地	令和 元. 10. 1
			重度訪問介護	難病等対象者			

和歌山県告示第565号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012410 340	アンスーリー ドサクラ	西牟婁郡上富田 町岩田2128-1	就労継続支援 B型	特定なし	アンスーリー ル株式会社	西牟婁郡上富田 町南紀の台13-7	令和 元. 10. 1

和歌山県告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012520 320	くじらぐも	東牟婁郡那智勝 浦町大字市屋10 56-8	就労継続支援 B型	特定なし	特定非営利活 動法人七彩会	東牟婁郡太地町 大字太地2973-4	令和 元. 10. 1

和歌山県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3021310 226	マチフル	伊都郡かつらぎ 町佐野575	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	特定非営利活 動法人よつ葉 福祉会	伊都郡かつらぎ 町佐野677-1	令和 元. 10. 1

和歌山県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社フィール	御坊市湯川町小松原420番地15 興 土ビル4階A号	訪問看護	ひなた訪問看護ステーショ ン	令和 元.10.1

和歌山県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
つくし薬局	海南市幡川187-18	医療機関の所 在地	海南市幡川216-5	海南市幡川187-18	令和 元.9.1

和歌山県告示第570号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第571号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

なお、指定道路に関する図面及び調書は、西牟婁振興局建設部に備え付けて縦覧に供する。

令和元年10月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定年月日
令和元年9月30日
- 2 指定幅員
4.00m

3 指定した道路の指定番号、延長及び位置

指定番号	延長 (メートル)	位置 起点
		位置 終点
田辺-0340	47.10	田辺市中三栖1912番1の先、1915番6の先
		田辺市中三栖1914番1の先、1923番2の先

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県有田市第一支部	玉木久登	会計責任者	藤田孝博	中西登志明	令和元. 7. 29
自由民主党21世紀和歌山をつくる会	松本正	主たる事務所の所在地	和歌山市西浜3丁目5-9	和歌山市神前37-20	令和元. 8. 10
		代表者	松本正	呉海敬之	令和元. 8. 10
自由民主党和歌山県土地改良支部	中村慎司	主たる事務所の所在地	和歌山市梶取159-8	日高郡日高町萩原547-1	令和元. 8. 30
		会計責任者	榎本至剛	辻村博明	令和元. 8. 30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
世耕弘成湯浅町後援会	中井崇義	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町湯浅3041	有田郡湯浅町湯浅2512	令和元. 6. 27
税理士による石田真敏後援会	森村透	主たる事務所の所在地	岩出市高塚65-14 松穂ビル2F	海南市名高155-1	令和元. 7. 6
		代表者	森村透	瀬藤友子	令和元. 7. 6
ほりかわ秀幸後援会	畠中勉	主たる事務所の所在地	有田郡広川町広485-1	有田郡広川町広160-4	令和元. 8. 19
		代表者	畠中勉	畠中宇一	令和元. 8. 19
		会計責任者	尾中秀次	林兼成	令和元. 8. 19

和歌山県土地改良政治連盟	中村慎司	主たる事務所の所在地	和歌山市梶取159-8	日高郡日高町萩原547-1	令和元. 8. 30
		会計責任者	榎本至剛	辻村博明	令和元. 8. 30
世耕弘成湯浅町後援会	中井崇義	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町湯浅2512	有田郡湯浅町湯浅3041	令和元. 9. 12
		会計責任者	久保友宏	竹井猛	令和元. 9. 12
善の会	田井伸幸	主たる事務所の所在地	有田市千田358	有田市千田131-1	令和元. 9. 17

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
畑山ゆたか後援会	藪内大輔	令和元. 8. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
成川満後援会	大中真人	若宮秀行	有田市箕島35-1	令和元. 8. 26

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

和歌山県議会議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年10月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県議会議員選挙執行規程（昭和57年和歌山県選挙管理委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請の方法) 第13条 候補者は、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年和歌山県条例第24号。以下「選挙公報発行条例」という。)第3条(掲載の申請)第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、又は当該写真を記録し、別記第8号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の作成の方法) 第14条 掲載文は、<u>県委員会が交付する別記第9号様式</u>の原稿用紙(同様式に準じた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、<u>又は記録しなければならない。</u></p> <p>2 掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>3 氏名欄には、<u>候補者の氏名を縦書で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限) 第15条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、<u>当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することのできる面積(写真欄及び氏名欄を除く。)</u>のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正等) 第16条 県委員会は、<u>候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(啓発事項の掲載) 第17条 <u>選挙公報には、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載することができる。</u></p>	<p>(申請の方法) 第13条 候補者は、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年和歌山県条例第24号。以下「選挙公報発行条例」という。)第3条(掲載の申請)第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、<u>その掲載文1通に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、別記第8号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の作成の方法) 第14条 <u>前条の掲載文は、県委員会が交付する別記第9号様式</u>の原稿用紙1枚により掲載しなければならない。</p> <p>2 掲載文は、<u>黒色の色素により記載しなければならない。</u></p> <p>3 氏名欄には、<u>候補者の氏名を縦書で記載しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限) 第15条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、<u>当該候補者が前条に規定する原稿用紙に掲載文を記載することのできる面積(写真欄及び氏名欄を除く。)</u>のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正等) 第16条 県委員会は、<u>候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は次条の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(印刷の方法等) 第17条 <u>選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷するものとする。</u></p> <p>2 <u>候補者は、選挙公報の印刷の体裁について指定することができない。</u></p> <p>3 <u>県委員会は、選挙公報の余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を登載することができる。</u></p>

別記8号様式を次のように改める。

別記8号様式(第13条関係)

(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所

候補者

氏名

㊟

和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 選挙名 年 月 日執行和歌山県議会議員 選挙

2 選挙区名 選挙区

3 掲載文及び写真 別添のとおり

4 連絡先

連絡場所

連絡責任者氏名

電話番号 () —

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

和歌山県知事選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年10月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県知事選挙執行規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請の方法)</p> <p>第14条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、又は当該写真を記録し、別記第9号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の作成の方法)</p> <p>第15条 掲載文は、<u>県委員会が交付する別記第10号様式</u>の原稿用紙(同様式に準じた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)<u>を含む。以下「原稿用紙」という。)</u>に記載し、<u>又は記録しなければならない。</u></p> <p>2 掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>3 氏名欄には、<u>候補者の氏名を縦書で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限)</p> <p>第16条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、<u>それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することのできる面積(写真欄及び氏名欄を除く。)</u>のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正等)</p> <p>第17条 県委員会は、<u>候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>第18条 削除</p>	<p>(申請の方法)</p> <p>第14条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文1通に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、別記第9号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の作成の方法)</p> <p>第15条 <u>前条の掲載文は、県委員会が交付する別記第10号様式</u>の原稿用紙1枚により記載しなければならない。</p> <p>2 掲載文は、<u>黒色の色素により記載しなければならない。</u></p> <p>3 氏名欄には、<u>候補者の氏名を縦書で記載しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限)</p> <p>第16条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、<u>それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が前条に規定する原稿用紙に掲載文を記載することのできる面積(写真欄及び氏名欄を除く。)</u>のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正等)</p> <p>第17条 県委員会は、<u>候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は次条の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(印刷の方法等)</p> <p>第18条 <u>選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷するものとする。</u></p> <p>2 <u>候補者は、選挙公報の印刷の体裁について指定することができない。</u></p>

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第14条関係)

(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所

候補者

氏名



公職選挙法第168条第1項の規定により選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行和歌山県知事選挙
- 2 掲載文及び写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者

連絡責任者氏名

連絡先

電話番号 () —

附 則

この告示は、告示の日から施行する。